

「三大疾病特約制度」・「三大疾病特約制度オプション」について

三大疾病特約制度 三大疾病特約制度オプション			
保険期間	<p>＜三大疾病特約制度＞ ＜70歳コース＞ 2025年1月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで（ただし、年齢は保険年齢です。） ＜75歳コース＞ 2025年1月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで（ただし、年齢は保険年齢です。） ＜三大疾病特約制度オプション＞ 1年間（2025年1月1日～2025年12月31日）で以後毎年更新します。</p>		
保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p>		
解約返戻金	<p>＜三大疾病特約制度＞ この制度は保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢・加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。</p>		
高度障害	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0e0ff;">高度障害状態とは</td> <td> 1. 兩眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 兩上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 兩下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	高度障害状態とは	1. 兩眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 兩上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 兩下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 兩眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 兩上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 兩下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		
お支払いできない場合について（解除・免責等）	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできません）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取り消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取り消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき <ul style="list-style-type: none"> 1. 死亡保険金について <ul style="list-style-type: none"> ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。） 2. 高度障害保険金について <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。） 		
リビング・ニーズ特約	<p>＜三大疾病特約制度＞ 【保険金のお支払事由について】 ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間には、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求における被保険者の状態について行います。なお、次の場合は「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求においては余命が6か月以内ではなくたと判断される場合 (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 【ご請求について】 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●『死亡保険金』は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（II型）」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 【お支払金額について】 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛金の現価を差し引いた金額をお支払いします。 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 (1) 被保険者の自殺行為によるとき (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3) 戰争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。 【三大疾病特約制度オプション】 【保険金のお支払事由について】 ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間には、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。</p>		

三大疾病特約制度 三大疾病特約制度オプション	
リビング・ニーズ特約（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。 余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求における被保険者の状態について行います。なお、次の場合は「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求においては余命が6か月以内ではなくたと判断される場合 (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 【ご請求について】 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●『死亡保険金』は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（II型）」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 【お支払金額について】 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛け金の現価を差し引いた金額をお支払いします。 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 (1) 被保険者の自殺行為によるとき (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき (3) 戰争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。 【三大疾病特約制度オプション】 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保険特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <三大疾病特約制度オプション> 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション共通> (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次のいずれかの方となります。 ○請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者、もしくは3親等内の親族 お支払いした保険金は、指定代理請求者にてなく、被保険者本人に帰属します。 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。
指定代理請求者	<三大疾病特約制度> 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保険特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <三大疾病特約制度オプション> 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション共通> (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次のいずれかの方となります。 ○請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者、もしくは3親等内の親族 お支払いした保険金は、指定代理請求者にてなく、被保険者本人に帰属します。 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあつたことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあつた場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。
税法上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●掛け金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金は非課税です。 ●特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。 ●解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象額 = (解約時受取金 - 総払込保険料 - 50万円) × 1/2 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 <p>税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</p>
申込方法	<三大疾病特約制度オプション> 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。 <三大疾病特約制度> 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。